

4 障害者手当 町

支給対象者

- ①身体障害者手帳 1 級および 2 級の人
- ②身体障害者手帳 3 級の人
- ③身体障害者手帳 4 級の人
- ④身体障害者手帳 5 級および 6 級の人
- ⑤ I Q 35 以下の人
- ⑥ I Q 36 以上 50 以下の人
- ⑦ I Q 51 以上 75 以下の人
- ⑧身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下の人
- ⑨精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
- ⑩精神障害者保健福祉手帳 2 級の人
- ⑪精神障害者保健福祉手帳 3 級の人

手当額(月額)

- ①⑤⑧⑨ 5,800 円 ②⑥⑩ 4,600 円
- ③⑪ 2,300 円 ④⑦ 1,800 円

支給月 3 月、9 月

5 障害児福祉手当 国 県

支給対象者

- 国 次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者 (障がい事由とした年金受給者および施設入所者を除く)
 - ①身体障害 1 級 (2 級の一部を含む) 程度の障がいを有する人
 - ② I Q 20 以下の人
 - ③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介護が必要な人

県 3 特別障害者手当と同じ

手当額(月額) 国 ①②③ 14,790 円

県 ① 6,900 円 ② 1,150 円

支給月 2 月、5 月、8 月、11 月

6 経過福祉手当 国 県

支給対象者

- 国 次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者 (施設入所者を除く) で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人
 - ①身体障害 1 級 (2 級の一部を含む) 程度の障がいを有する人
 - ② I Q 20 以下の人
 - ③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介護が必要な人

県 3 特別障害者手当と同じ

手当額(月額) 国 ①②③ 14,790 円

県 ① 6,900 円 ② 1,150 円

支給月 2 月、5 月、8 月、11 月



1 特別児童扶養手当 国

支給対象者

- 次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい児を監護、養育されている人
 - ① I Q 35 以下程度若しくは身体障害 1 ～ 2 級程度、または同程度の障がい若しくは病状を有する人
 - ② I Q 50 以下程度若しくは身体障害 3 級 (4 級の一部を含む) 程度、または同程度の障がいもしくは病状を有する人

手当額(月額)

児童 1 人につき ① 52,200 円 ② 34,770 円

支給月 4 月、8 月、11 月

2 在宅重度障害者手当 県

支給対象者

- 次のいずれかに該当する在宅の障がい者
 - ※特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当の受給者、および施設入所者を除く
 - ①身体障害 1 ～ 2 級で I Q 35 以下の人
 - ②身体障害 1 ～ 2 級の人、I Q 35 以下の人、または身体障害 3 級の障がいを有し、I Q 50 以下の人 (65 歳以上で新たに障がい者となった人は除きます)

手当額(月額) ① 15,500 円 ② 6,750 円

支給月 4 月、8 月、12 月

3 特別障害者手当 国 県

支給対象者

- 国 次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者 (施設入所者および長期 (3 か月以上) 入院者を除く)
 - ①身体障害 1 ～ 2 級程度の障がいを重複して有する人
 - ②身体障害 1 ～ 2 級程度の障がいを有する人で、I Q 20 以下の人、または常時介護が必要な精神障がいを有する人
 - ③身体障害 1 ～ 2 級程度の障がいを有する人、または I Q 20 以下の人、若しくは常時介護が必要な精神障がいを有する人で、他に身体障害 3 級相当の障がいを 2 つ以上有する人
 - ④身体障害 1 ～ 2 級程度の障がいを有する人、または I Q 20 以下の人、若しくはこれと同程度の障がい、または病状を有する人で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な人
- 県 国の手当を受給している人に加算して支給されます
 - ①身体障害 1 級、または 2 級の障がいを有し、I Q 35 以下の人
 - ②身体障害 1 級、または 2 級の障がいを有する人、または I Q 35 以下の人

手当額(月額) 国 ①②③④とも 27,200 円

県 ① 6,850 円 ② 1,050 円

支給月 2 月、5 月、8 月、11 月

各種福祉手当を紹介します

▶ 問合せ 役場子育て支援課・福祉課



子育て支援課関係

3 遺児手当 県 町

支給対象者

- 県 愛知県内に住所があり、次の要件にあてはまる 18 歳以下 (18 歳到達年度の末日まで) の児童を監護・養育している人
- 町 武豊町内に住所があり、次の要件にあてはまる 18 歳以下 (18 歳到達年度の末日まで) の児童を監護・養育している人
 - ①父母が婚姻を解消した児童
 - ②父または母が死亡した児童
 - ③父または母が重度の障がいにある児童
 - ④父または母が引き続き 1 年以上行方不明である児童
 - ⑤父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
 - ⑥父または母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
 - ⑦婚姻によらないで生まれた児童 (ひとり親)
 - ⑧父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童

手当額(月額)

- 県 児童 1 人につき
 - 支給開始 1 ～ 3 年目 4,350 円
 - 支給開始 4 ～ 5 年目 2,175 円
 - 支給開始 6 年目～ 支給対象外
- 町 児童 1 人につき 3,600 円

支給月 県 4 月、8 月、11 月、1 月、3 月 (元年度のみ)

町 4 月、8 月、11 月、1 月、3 月 (元年度のみ)

※ 2 3 の手当支給月については、2 年度より奇数月の支払いになります (5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月の年 6 回)



国 … 国の手当 県 … 県の手当 町 … 町の手当

※国・県の手当は所得・併給制限があり、町の手当は 11 月より所得制限を導入します

1 児童手当 国

支給対象者

中学校修了前の児童を養育している父・母等

手当額(月額)

- 3 歳未満 15,000 円
- 小学校修了前 (第 1 ・ 2 子) 10,000 円
- (第 3 子以降) 15,000 円
- 中学校修了前 10,000 円
- ※所得制限を超えた人は、特例給付として児童 1 人につき、一律 5,000 円を給付します

支給月 2 月、6 月、10 月

2 児童扶養手当 国

支給対象者

- 次の要件にあてはまる 18 歳以下 (18 歳到達年度の末日まで) の児童 (一定の障がいがあるときは 20 歳未満) を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父または養育している人
 - ①父母が婚姻を解消した児童
 - ②父または母が死亡した児童
 - ③父または母が重度の障がいにある児童
 - ④父または母の生死が明らかではない児童
 - ⑤父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
 - ⑥父または母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
 - ⑦婚姻によらないで生まれた児童 (ひとり親)
 - ⑧父または母が裁判所から DV 保護命令を受けた児童
 - ⑨その他、①～⑧に該当するか明らかでない児童

手当額(月額)

- 児童 1 人目
 - 全部支給 42,910 円
 - 一部支給 42,900 円～10,120 円
- 児童 2 人目の加算額
 - 全部支給 10,140 円加算
 - 一部支給 10,130 円～5,070 円加算
- 児童 3 人目以降の加算額
 - 全部支給 6,080 円加算
 - 一部支給 6,070 円～3,040 円加算

※一部支給は所得に応じて決定されます

支給月 4 月、8 月、11 月、1 月、3 月 (元年度のみ)